

第8次東京都栽培漁業基本計画の概要について(令和5年～8年度)

目的

- 栽培漁業の計画的推進を図るための指針として、沿岸漁場整備開発法に基づき概ね5年ごとに改定
- 海洋環境の変動に適応するため、新たな対象種の検討や、種苗生産・放流・育成の課題を整理

1. 水産動植物の種苗生産・放流並びに育成に関する指針

- ・従来の貝類種苗に加え、**海洋環境の変化に適応した魚類や海藻等の種苗生産に向けた試験研究を推進**
- ・磯根資源育成の場や、**ブルーカーボン吸収源としても注目される藻場の保全・回復技術開発推進、漁業者の活動支援**
- ・栽培漁業に関する都民の理解の醸成と普及を推進



磯焼けにより衰退が進む海藻群落



次期種苗生産候補の一つ「あかはた」

2. 種苗の生産・放流・育成を推進することが適当な対象種

- ・従来の貝類種苗(あわび・ふくとこぶし・さざえ)に加え、次期栽培漁業の生産対象候補として、新たに「**研究対象種**」を設定、基礎研究や技術開発を重点的に推進



あかはた たかべ ひらめ まなまこ てんぐさ とさかのり あんとくめ

3. その他種苗生産及び放流並びに育成に関する重要事項

- ・種苗生産に必要な施設の計画的な補修、更新を図るとともに、研究対象種の試験及び種苗生産に必要な施設へリニューアルを検討



魚類種苗用水槽(イメージ)

- ・栽培漁業を通じて得た生産技術について、養殖業等、他の水産分野への活用を検討



あわびの陸上養殖 ©(福)東京リハビリ協会

- ・他県等への放流用種苗の提供や養殖用種苗の生産など、多目的な利用を検討

- ・効果的な栽培漁業を推進するため、計画的な人材確保を図り、種苗生産技術を維持・継承

- ・ICT技術導入による省力化を検討